（本人確認記録の記録事項）

第八条　［略］

2　前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

［一　略］

二　第三条第一項第一号ハ若しくはニ又は第四条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法　携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三　第三条第一項第一号ロ若しくはホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号若しくは第五号から第七号までのいずれかに規定する方法　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

［四　略］

五　第三条第一項第一号リ又は第四条第一項第八号に規定する方法　携帯音声通信事業者が、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人又は代表者等のものであることを確認した日

六　［略］

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報、写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報若しくは特定電磁的記録に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

［2　略］

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ～チ　略］

リ　当該自然人から当該自然人の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

［二　略］

［2～5　略］

6　第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第一項	第三条第一項及び	第十一条第一項及び
［略］		

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　第三条第一項第一号ハ又はニに規定する方法　携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三　第三条第一項第一号ロ又はホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号から第五号までのいずれかに規定する方法　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

［四　同上］

［新設］

五　［同上］

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

［2　同上］

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　［同上］

一　［同上］

［イ～チ　同上］

［新設］

［二　同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第一項	第三条第一項	第十一条第一項
［同上］		